
規 則

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第16号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則（平成7年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

郵便番号

住所

ふりがな

氏名

生年月日

年 月 日

性別

個人番号

電話番号

クリーニング師試験受験願書

年 月 日に行われるクリーニング師試験を受験したいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により関係書類を添えて提出します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者であることを証明する書類（氏名に変更があっているときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があっていることを証明することができる書類）を含みます。）

別記第12号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 本籍（都道府県名）

郵便番号

住所

ふりがな

氏名

生年月日

年 月 日

性別

個人番号

電話番号

クリーニング師免許申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 クリーニング師の免許証への旧姓併記の希望の有無
有（旧姓： ） ・ 無
- 2 クリーニング師の免許証への通称名併記の希望の有無
有（通称名： ） ・ 無

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の受験願書の提出時から氏名又は本籍に変更があった場合は、戸籍の謄本又は抄本）。ただし、外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の受験願書の提出時から氏名に変更があった場合は、そのことを証明することができる書類）。
- (2) 業務を行おうとする場所（施設の所在地及び名称）を記載した書類
- (3) クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類

第13号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名ふりがな
生年月日 年 月 日
性別
個人番号
電話番号

クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング師の免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

免許証登録番号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日
申請理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失
申請理由の発生年月日	年 月 日
旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無
通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無

- 注 1 クリーニング師の免許証を破り、又は汚したときは、その免許証を添えてください。
- 2 クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類を添えてください。
- 3 クリーニング師の免許証を破り、汚し、又は失った日から1月以内に申請してください。
- 4 クリーニング師の免許証の再交付を申請した後に失ったクリーニング師の免許証を発見したときは、その発見したクリーニング師の免許証を5日以内に返納してください。

第14号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日
性別
個人番号
電話番号

クリーニング師免許証訂正申請書

クリーニング師の本籍又は氏名を変更しましたので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により次のとおり関係書類を添えてクリーニング師の免許証の訂正を申請します。

免許証登録番号	第 号	
免許証登録年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
本籍（都道府県名）		
ふりがな 氏名		
変更年月日	年 月 日	
旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無	
通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無	

- 注 1 クリーニング師の免許証及び戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があったことを証明することができる書類）を添えてください。
- 2 クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類を添えてください。
- 3 変更があった日から10日以内に申請してください。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

◎ 高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則